

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 24 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 23 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月まで

私の国民年金加入手続と国民年金保険料の納付は、父親が行ってくれたと記憶している。申立期間当時は、A市町村のB事業所に勤務していた。申立期間の保険料が未納となっているが、父親の当時の日記に、昭和 56 年度及び 57 年度の保険料を 1 年分前納したとの記載があるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとするその父親は、昭和 43 年 4 月から平成 14 年 3 月までの長期間にわたり、C市町村の国民年金委員を務めており、国民年金制度発足当初から妻とともに国民年金に加入し、申立人の父母二人分の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付するなど、申立人の父親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「父親の当時の日記に、保険料を 1 年分前納したとする記載があるので、調査してほしい。」と主張するところ、その父親の日記の昭和 56 年 4 月及び 57 年 4 月の欄には、両方とも「娘の国民年金 1 年分納める」との記載が確認でき、申立人の父親が申立人の申立期間に係る保険料を納付したとする主張の信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、申立人は、「昭和 56 年 4 月に就職したB事業所から、D国民健康保険には加入するが、厚生年金保険には加入していないとの説明が

あったので、国民年金の加入及び保険料納付について父親に電話で依頼した。」とするところ、申立人の父親は、「娘からの連絡を受けて、市町村役場に出向き、国民年金の担当者に、娘の保険料1年分を前納した。」と証言しているとともに、申立期間当時は、農業経営のほか、農閑期には別の仕事にも従事していたなど、申立人の国民年金保険料を納付する資力は十分にあったものと推認され、父親が申立期間の保険料を納付していたとする申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格取得日は、昭和52年4月28日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月28日から53年3月1日まで

昭和52年4月28日にA株式会社に入社した。その時点で厚生年金保険に加入したと思っていたが、社会保険庁の記録では、資格取得年月日が52年4月28日から53年3月1日に訂正されており、納得できない。申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA株式会社における厚生年金保険の資格取得日は昭和53年3月1日、資格喪失日は平成6年12月6日とされている。

しかしながら、当時の上司の証言から、申立人はA株式会社に昭和52年4月下旬から勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管する「被保険者増減表」及び「健康保険厚生年金保険被保険者名簿」により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得は、当初、昭和53年2月8日付けで52年4月28日に遡及して行われた後に、53年4月3日付けで同年3月1日とする訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、このような厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る訂正の経緯については、当時のA株式会社の関係者(事業主及び事務担当者)は既に死亡しており確認できないとともに、社会保険事務所においても取

消処理した理由の記載が無く不明であるが、申立期間の厚生年金保険被保険者資格を昭和 53 年 2 月 8 日付けで遡^{そきゅう}及取得し、その 2 か月後の同年 4 月 3 日にこれを取り消し、資格取得日を同年 3 月 1 日とする訂正を行う合理的な理由は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人について、A 株式会社における厚生年金保険被保険者記録に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格取得日は、当該訂正処理前の資格取得日である昭和 52 年 4 月 28 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 8 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、昭和 62 年 1 月 8 日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月 30 日から 62 年 1 月 8 日まで
昭和 50 年 3 月から株式会社Aに勤務していた。62 年 1 月 7 日に当時の社長が亡くなったことを聞き、すぐに夫の健康保険の被扶養者になるための手続を行った。20 年以上も前のことなので、給与明細書等は残っていないが、厚生年金保険料が給与から引かれていたはずなので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が昭和 62 年 1 月 25 日まで、株式会社Aに継続して勤務していたことが確認できるが、社会保険庁のオンライン記録では、同社は 61 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、上記と同じ 61 年 11 月 30 日とされている。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録から、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び申立人の資格喪失日を昭和 61 年 11 月 30 日とする処理は、62 年 1 月 8 日付けで遡^{そきゅう}及して行われている上、申立人以外に 62 年 1 月 7 日現在で同社に在籍していた 4 人の従業員全員及び同社の役員 2 人（事業主及びその義姉）についても、申立人と同様に遡^{そきゅう}及した資格喪失処理が行われていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立人の健康保険被保険者証は、遡^{そきゅう}及資格喪失処理が行われた昭和 62 年 1 月 8 日に回収されている

ことが確認できる。

さらに、申立人及び複数の同僚は、「申立期間当時、給料の支給が遅れることがあった。会社が倒産するかもしれないという話もあった。」旨述べており、株式会社Aの閉鎖登記簿謄本によると、同社は昭和62年5月14日に破産宣告を受けていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和61年11月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡及して処理した62年1月8日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の昭和62年1月8日付けで取消処理されているオンライン記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和39年4月1日、資格喪失日は同年5月1日であると認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から同年5月1日まで

昭和39年4月1日から同年4月30日までA事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、当該期間については加入記録が無い旨の回答を受けた。

後に配属されたB事業所での2か月間の加入記録は残っており、最初の1か月だけ記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿から、申立人が昭和39年4月1日にA事業所において被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、その時に払い出された記号番号を用いて、昭和39年5月1日にB事業所で被保険者資格を取得している。

さらに、申立人と同時期にA事業所に勤務した同僚は、厚生年金保険被保険者証を所持しており、昭和39年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、上記記号番号払出簿には、申立人と同日に番号の払出しを受けている128名について、資格取得を取り消したかのような記載が見られるが、取消処理を行った日付、事由等の記載は無い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、

被保険者資格に係る有効な取消処理があったとは認められず、事業主は、申立人が昭和 39 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 5 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、B 事業所における記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年10月までを28万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち91人が申立人と同様に

遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、平成5年4月から同年10月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和53年2月21日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で平成20年5月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、同年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを28万円、同年10月を26万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち91人が申立人と同様に

^{そきゅう}遡及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を^{そきゅう}遡及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年9月までは28万円、同年10月は26万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和45年9月16日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で平成19年12月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は^{そきゅう}遡及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、同年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に^{そきゅう}遡及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年10月までを24万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち91人が申立人と同様に

^{そきゅう}遡及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を^{そきゅう}遡及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、平成5年4月から同年10月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和43年10月28日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で平成6年5月26日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は^{そきゅう}遡及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、同年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に^{そきゅう}遡及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを16万円、同年10月を17万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書があるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、5年11月30日現

在で同社に在籍していた 94 人の従業員のうち 91 人が申立人と同様に遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成 5 年 10 月 1 日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年 11 月 30 日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 5 年 4 月 30 日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年 11 月 30 日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成 5 年 4 月から同年 9 月までは 16 万円、同年 10 月は 17 万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成 5 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和 58 年 5 月 9 日に株式会社 A で被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継した B 株式会社で平成 6 年 5 月 31 日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成 5 年 11 月 30 日以降についても株式会社 A に勤務していたことが確認できる。また、申立人が所持する給与明細書の記録から、同年 11 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成 5 年 11 月の標準報酬月額については、給与明細書上の保険料控除額から、17 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社 A は既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成 5 年 11 月 30 日に同年 4 月 30 日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年 11 月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年10月までを28万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち91人が申立人と同様に

^{そきゅう}遡及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を^{そきゅう}遡及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、平成5年4月から同年10月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和50年9月8日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で平成6年5月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は^{そきゅう}遡及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、同年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に^{そきゅう}遡及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年10月までを22万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち91人が申立人と同様に

遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、平成5年4月から同年10月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和53年10月6日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で平成6年5月27日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、同年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年7月までを12万6,000円、同年8月から同年10月までを14万2,000円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、5年11月30日現

在で同社に在籍していた 94 人の従業員のうち 91 人が申立人と同様に遡及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成 5 年 8 月 1 日付けの随時改定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年 11 月 30 日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 5 年 4 月 30 日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡及して処理した同年 11 月 30 日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成 5 年 4 月から同年 7 月までは 12 万 6,000 円、同年 8 月から同年 10 月までは 14 万 2,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成 5 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和 60 年 7 月 8 日に株式会社 A で被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継した B 株式会社で平成 9 年 6 月 1 日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡及喪失処理がされた平成 5 年 11 月 30 日以降についても株式会社 A に勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成 5 年 11 月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 5 年 11 月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成 5 年 11 月の標準報酬月額については、同年 11 月 30 日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社 A は既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成 5 年 11 月 30 日に同年 4 月 30 日に遡及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年 11 月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを32万円、同年10月を34万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち91人が申立人と同様に

遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年9月までは32万円、同年10月は34万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和36年2月1日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で平成8年12月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、同年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを24万円、同年10月を26万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち91人が申立人と同様に

^{そきゅう}遡及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を^{そきゅう}遡及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年9月までは24万円、同年10月は26万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和43年5月27日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で平成20年3月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は^{そきゅう}遡及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、同年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に^{そきゅう}遡及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを30万円、同年10月を28万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち91人が申立人と同様に

遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年9月までは30万円、同年10月は28万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和48年11月14日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で平成18年12月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、同年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを16万円、同年10月を15万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち91人が申立人と同様に

^{そきゅう}遡及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を^{そきゅう}遡及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年9月までは16万円、同年10月は15万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和60年2月7日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で平成9年9月30日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は^{そきゅう}遡及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、同年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に^{そきゅう}遡及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを24万円、同年10月を22万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち91人が申立人と同様に

遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年9月までは24万円、同年10月は22万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和52年11月14日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で平成6年5月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、同年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを16万円、同年10月を13万4,000円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、5年11月30日現

在で同社に在籍していた 94 人の従業員のうち 91 人が申立人と同様に遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成 5 年 10 月 1 日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年 11 月 30 日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 5 年 4 月 30 日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日^{そきゅう}を遡及して処理した同年 11 月 30 日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成 5 年 4 月から同年 9 月までは 16 万円、同年 10 月は 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成 5 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和 58 年 7 月 8 日に株式会社 A で被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継した B 株式会社で平成 6 年 2 月 8 日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成 5 年 11 月 30 日以降についても株式会社 A に勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成 5 年 11 月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 5 年 11 月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成 5 年 11 月の標準報酬月額については、同年 11 月 30 日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社 A は既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成 5 年 11 月 30 日に同年 4 月 30 日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年 11 月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年10月までを12万6,000円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち91人が申立人と同様に

^{そきゅう}遡及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を^{そきゅう}遡及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、平成5年4月から同年10月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た12万6,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（平成3年4月1日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で6年4月15日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は^{そきゅう}遡及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、同年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に^{そきゅう}遡及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを20万円、同年10月を22万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち91人が申立人と同様に

^{そきゅう}遡及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を^{そきゅう}遡及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年9月までは20万円、同年10月は22万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和56年3月9日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で平成6年5月30日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は^{そきゅう}遡及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、同年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に^{そきゅう}遡及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年10月までを28万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち91人が申立人と同様に

^{そきゅう}遡及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を^{そきゅう}遡及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、平成5年4月から同年10月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和52年3月2日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で平成6年7月10日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は^{そきゅう}遡及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、同年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に^{そきゅう}遡及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを24万円、同年10月を26万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち91人が申立人と同様に

^{そきゅう}遡及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を^{そきゅう}遡及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年9月までは24万円、同年10月は26万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和63年2月1日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で平成8年12月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は^{そきゅう}遡及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、同年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に^{そきゅう}遡及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを20万円、同年10月を22万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち91人が申立人と同様に

^{そきゅう}遡及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を^{そきゅう}遡及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年9月までは20万円、同年10月は22万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和51年10月25日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で平成10年9月30日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は^{そきゅう}遡及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、同年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に^{そきゅう}遡及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを17万円、同年10月を18万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち91人が申立人と同様に

遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年9月までは17万円、同年10月は18万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和63年2月22日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で平成9年12月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、同年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを22万円、同年10月を24万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち91人が申立人と同様に

遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年9月までは22万円、同年10月は24万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和49年12月1日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で平成8年10月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、同年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年9月から40年3月まで
高校を卒業後、父親の仕事を手伝い、両親と妹とA市町村に住んでいた。私の国民年金については、父親が加入手続をし、母親が私の20歳になった以降の保険料を納付してくれていたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「父親が国民年金の加入手続をし、母親が私の20歳になった以降の保険料を納付してくれていたと思う。」と主張するところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和41年9月以降、資格取得は20歳到達時の37年B月C日に遡^{そきゆう}及して行われていることが確認でき、手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間のうち、37年9月から39年6月までの国民年金保険料は、時効により納付できなかったものと推認される。

また、申立人の申立期間直後の昭和40年4月から41年3月までの保険料が42年4月28日に過年度納付されていることが確認できるが、当該納付時点においては、申立期間のうち、39年7月から同年12月までの保険料については、時効により納付することはできなかったものと推認される上、納付可能であった申立期間のうちの40年1月から同年3月までの保険料が過年度納付されたことをうかがわせる形跡はみられない。

さらに、申立人の申立期間に係る保険料を納付したとされる申立人の母親の申立期間の納付記録は父親とともに申請免除期間（その後、申立人の父親のみ昭和45年2月に保険料を追納）となっているとともに、申立人

の両親の昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの保険料が、申立人と同様に 42 年 4 月に過年度納付されていることが確認でき、申立人の母親は、その納付状況からみて、38 年 2 月から 41 年 8 月までの間において、世帯（申立人及びその両親）に係る保険料の納付を行わなかったものと推認される。

加えて、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与していないことから、保険料の納付状況が不明であるとともに、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、別の国民年金手帳記号番号の払出しの事実など保険料納付をうかがわせるような周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 3 日から 47 年 3 月 20 日まで
高校を卒業した昭和 46 年 3 月から、A 事業所で働いた。47 年 3 月以降の厚生年金保険加入記録はあるが、入社から 47 年 2 月までが未加入となっているのは納得できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言等から、申立人が申立期間において、A 事業所（現在は、B 株式会社）に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同事業所の当時の同僚の中には、入社と同時に厚生年金保険に加入した者、入社して 3、4 か月後に加入した者、申立人と同様に入社後 12 か月以上も経過してから加入した者が確認でき、同事業所における厚生年金保険の適用時期はまちまちとなっていた実態がみられる上、当時の経理事務担当者によると、「社会保険についての担当がいなかったため、上司の進言により加入させた例もあり、入社後、長期にわたって未加入となっていた場合は、手続漏れとなっていた可能性が高い。」との証言も得られた。

また、B 株式会社の現在の役員は、申立人について、「当時勤務していた社員から、申立人が社員として勤務していたという証言はあるが、当時の事務担当者は退職しており、関係資料も残っていないため、申立人が申立期間において、厚生年金保険に加入していなかった理由は不明である。」と説明している。

さらに、社会保険事務所が保管する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険加入記録は、昭和 47 年 3 月から 48 年 7 月までの期間以外には無く、申立期間における健康保

険記号番号の欠番はみられない上、申立人が 48 年 11 月 19 日に健康保険証を返納したことも確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料を給与から控除されていたかどうかに関する申立人の記憶は曖昧である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 22 日から 46 年 1 月 11 日まで
昭和 40 年 12 月に結婚し、義父が経営していた有限会社Aに、41 年 1 月から 59 年 10 月末まで継続して勤務した。一緒に働いていた夫には継続して厚生年金保険加入記録があるのに、私の加入記録は、途中の 43 年 8 月 22 日から 46 年 1 月 11 日までの期間が未加入期間となっており、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「有限会社Aに昭和 41 年 1 月から 59 年 10 月末まで継続して勤務していたが、43 年 8 月 22 日から 46 年 1 月 11 日までの期間が厚生年金保険未加入期間となっていることに納得できない。」と主張するところ、申立人の夫及び従業員の証言から、申立人が申立期間について、有限会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、申立人が昭和 43 年 8 月 22 日に資格を喪失し、同年 9 月 16 日に健康保険証返納の督促がなされていることが確認できる上、同事業所において資格を再取得した 46 年 1 月 11 日には、新しい健康保険記号番号が付番されていることが確認できる。

また、社会保険庁の同事業所に係るオンライン記録及び社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したが、申立人の厚生年金保険加入記録は、昭和 41 年 1 月 1 日から 43 年 8 月 22 日までの期間及び 46 年 1 月 11 日から 59 年 10 月 31 日までの期間以外には無く、健康保険記号番号に欠番もみられない。

さらに、有限会社Aではタイムカードにより従業員の勤務時間を管理していたが、申立人及びその夫は、「自分たちはタイムカードを押すこともなく、出勤簿も無かった。」と述べている上、従業員も、「申立人の勤務時間までは分からない。」としており、申立人の勤務実態について確認することはできない。

このほか、申立期間において、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料控除に関しての具体的な記憶が無いとしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年2月から数か月間

私が勤務していたA株式会社で専務をしていたB氏が、C市町村でD株式会社を設立したため、昭和20年1月末にA株式会社の同僚5人と移籍した。当時は会社の寮に住んでいたが、数か月後空襲に遭い工場が倒壊した。その後は、E市町村にあるB氏の自宅に住み、会社の後片付けをするためC市町村まで通っていた。その後、F都道府県に帰ってきたが、空襲に遭うまでの数か月間は、間違いなく勤務しており、厚生年金保険にも加入していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社からD株式会社に移籍した経緯や当時の勤務状況等について、具体的かつ詳細に記憶しており、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D株式会社の事業主であるB氏及び申立人と一緒に同社に移籍した同僚5人のうち申立人が名前を記憶している2人についても、同社での厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によると、D株式会社は、終戦後の昭和20年9月1日に厚生年金保険の適用事業所には該当しないこととなっており、人事記録等の申立人の在籍を確認できる資料は無い上、当時の同社の事業主及び申立人が記憶している同僚並びに従業員の多くは既に死亡しており、申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言を聴取することもできない。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及びD株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、

申立人の加入記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月から 39 年 3 月まで

A 工事事務所内の B 事業所において工事に従事した。株式会社 C は本社が D 市町村にあり、大会社だった。B 事業所は株式会社 C の下請けであった。退職時に離職票をもらい、そのときの会社名が株式会社 C であったと記憶しているのので、厚生年金保険にも加入しているのではないかと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が記憶する B 事業所長の厚生年金保険加入記録が認められることから、申立人が株式会社 C（現在は、E 株式会社 が事業承継）に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社 C の元総務担当職員 3 人から聴取したところ、3 人から「申立期間当時の現地直接雇用の労務者は F という区分で、失業保険と G 国民健康保険組合を介した国民健康保険の加入のみであった。」との証言が得られた。

また、申立人は、自身の送別会において、「B 事業所長から、株式会社 C の正社員に推薦してやるつもりだった、と打ち明けられた。」と述べているところ、株式会社 C の工事事務所長等経験者二人から、「申立期間当時の慣行として、現地直接雇用の労務者の厚生年金保険加入は、H 職となるか、I 職となるかのいずれかの場合だけであった。採用後少なくとも 1 年間の実務経験を経た後、工事事務所長等の推薦を受けて養成されていた。」との証言が得られた。

さらに、株式会社 C の事業を承継している E 株式会社では、「当時の資料は既に一切を処分しており、保険料控除の有無について回答できな

い。」としている上、社会保険事務所が保管する株式会社Cの健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票並びに同社J支店の被保険者名簿を確認したが、申立人の加入記録は無く、健康保険記号番号に欠番もみられない。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。